

## 建設廃材中間処理とは？

工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物、コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片等を行い、建設業者から排出されるアスファルト廃材、コンクリート廃材および路盤廃材は産業廃棄物に指定されているように自由に処分することはできません。環境保全を目的にアスファルト廃材、コンクリート廃材、路盤廃材等の建設廃材のリサイクルを通じて【人と地球の未来を見つめより良い環境を】をテーマに会社全体でとりにくんでいます。



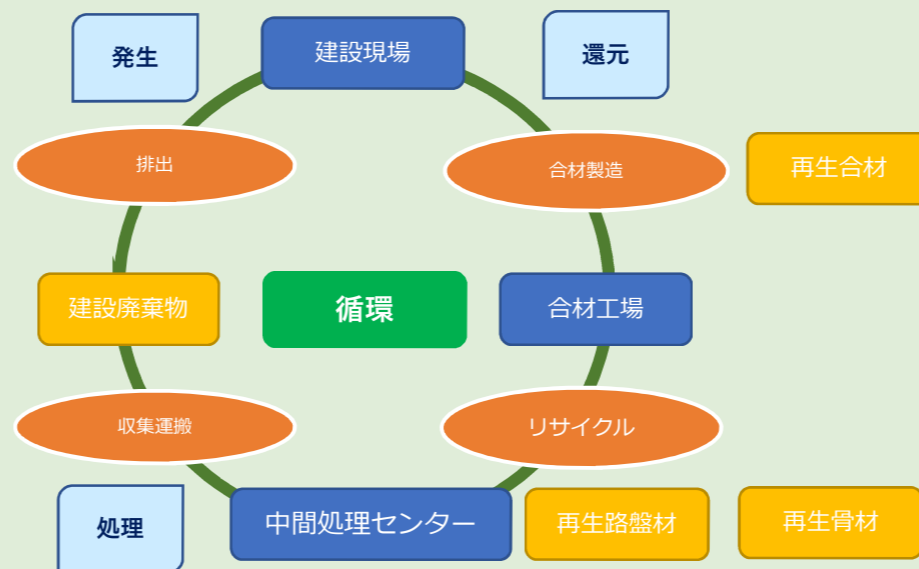
再生路盤材



再生骨材



再生砂



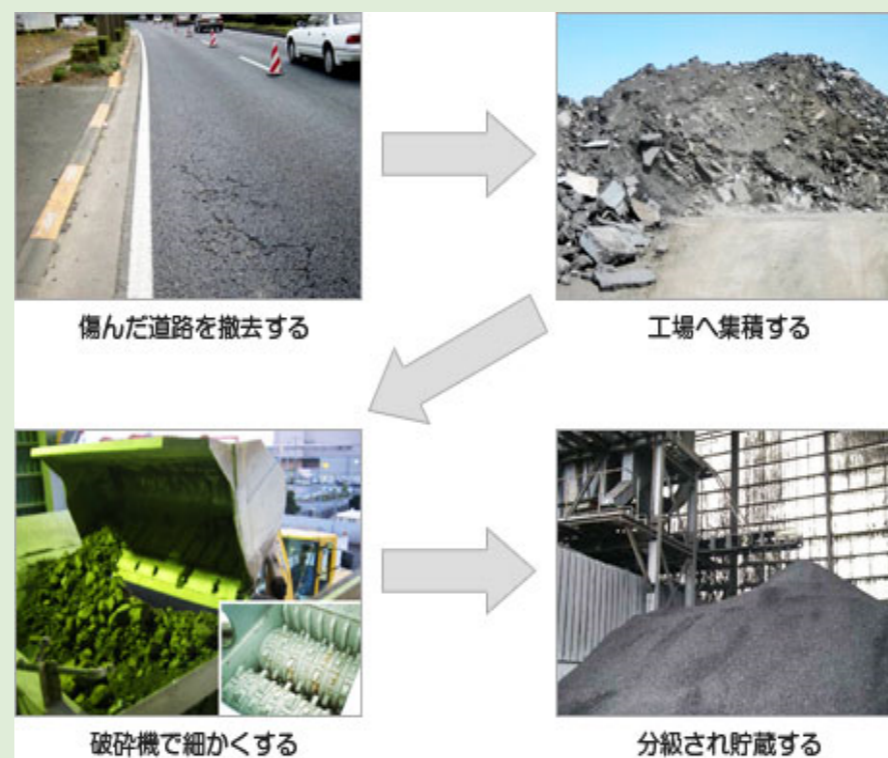
コンクリート廃材（無筋）



アスファルト廃材



コンクリート廃材（有筋）



傷んだアスファルト舗装は撤去され、再生骨材として再利用するために中間処理センターに運ばれます。アスファルト混合所に集められたアスファルト塊は、大きさが様々であるため、そのままでは使用できません。そのため、アスファルト塊は破砕機という機械を使用して大きさが整えられ、再生骨材として使用されます。再生骨材は、劣化して硬くなったアスファルトが付着していますが、再生用添加剤を使って軟らかくされ、新骨材と新アスファルトと共に混合されて再生アスファルト混合物として生まれ変わります。